

第3次消費者基本計画 基本的施策（関連事業）の実施状況について （令和2年度）

【実施評価基準】

- : 実施済み、または常時実施しているもの
- △ : 一部が未実施となったもの
- × : 実施できなかったもの
- : 申請等に応じて実施するもので、実績が無かったもの
- / : 事業を廃止・統合したもの

番号	担当局・区	担当部	担当課	担当者名	電話番号	事業名	体系図 該当 番号	事業内容	事業実施状況(令和2年度)	
									実施 状況	実績・特記事項等
1	市民文化局	市民生活部	消費生活課調査指導係	藤本	728-2111	危害・危険情報への対応	1-(1)	消費者から寄せられた危害・危険情報に対して、状況を確認し、必要に応じて事業者指導等を行う。 ※消費生活用製品安全法に基づく製品事故に関する情報を独立行政法人製品評価技術基盤機構に情報提供する。	—	該当事案なし。
2	市民文化局	市民生活部	消費生活課調査指導係	熱田	728-2111	消費者安全法に基づく立入調査等	1-(1)	商品やサービスなどに関し、すきま事案における重大事故などが発生した場合、消費者安全法に基づき、事業者に対する報告徴収及び事務所などへの立入調査などを行う。	—	該当事案なし。
3	保健福祉局	保健所	食の安全推進課	松本 しおり	622-5174	食品関係施設の監視指導	1-(1)	ホテル、旅館、食品製造施設、大型スーパーマーケットなどの食品関係施設に対して、食品衛生監視員が施設の立入検査を行い、食品の衛生的な取扱い、施設設備の衛生管理状況、食品の表示、各種記録の作成・保存等について監視指導を行う。	△	新型コロナウイルス感染症対策の応援体制構築に係る食品衛生関係業務の縮小及び市民の感染機会低減のため、食品関係施設への定期的な立入検査を中止した。 なお、新規営業許可申請の審査や食中毒等事件調査のための立入検査は通常どおり実施した。
4	保健福祉局	保健所	食の安全推進課	松本 しおり	622-5174	食品の試験検査	1-(1)	市内に流通する食品の安全性を確認するため、食品関係施設で取扱う食品について、食中毒菌、放射性物質、食品添加物、残留農薬等の取去(抜き取り)検査を行う。	△	新型コロナウイルス感染症対策の応援体制構築に係る食品衛生関係業務の縮小及び市民の感染機会低減のため、取去検体数を当初計画の1割程度に減らし、食中毒菌、放射性物質、食品添加物、残留農薬等の検査を実施した。
5	保健福祉局	保健所	食の安全推進課	木曾 慶明	622-5174	食中毒防止対策	1-(1)	食中毒菌やウイルス等による食中毒の発生を防止するため、食品関係施設に対して、食品の衛生的な取扱い、十分な加熱調理、調理従事者からの二次汚染防止等について、指導を行う。 また、食中毒予防に関するパンフレット等を市民に配布するなど、食中毒予防についての正しい知識の普及啓発を行う。	○	【ノロウイルス食中毒対策防止対策】 ・飲食店・魚介類販売施設等10,092施設に指導文書を送付した。 ・新型コロナウイルス感染症の流行状況に鑑み、特に必要とされる1,264施設に立入指導を実施した。 【カンピロバクター食中毒防止対策】 ・飲食店等7,189施設に指導文書を送付した。 ・305施設に立ち入り指導を実施した。 【アニサキス食中毒防止対策】 ・飲食店、魚介類販売施設等6,748施設に指導文書を送付した。 ・180施設に立ち入り指導を実施した。

番号	担当局・区	担当部	担当課	担当者名	電話番号	事業名	体系図該当番号	事業内容	事業実施状況(令和2年度)	
									実施状況	実績・特記事項等
6	保健福祉局	保健所	環境衛生課	高橋 卓也	622-5165	環境衛生等関係施設対策	1-(1)	理・美容所、クリーニング所、旅館・ホテル、公衆浴場、興行場など営業施設のほか、遊泳用プールや飲料水施設等の衛生水準の維持・向上及び営業者による自主管理の推進を図る。	○	立入件数 環境衛生営業等施設 552件 無許可営業施設 4件 建築物衛生法関係施設 122件 飲料水関係施設 131件
7	保健福祉局	保健所	生活環境課	坂井 慎哉	622-5182	家庭用品安全対策	1-(1)	「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」(昭和49年10月施行)に基づき、小売店で販売されている家庭用品の試買検査(試験目的に購入し、検査を実施)を行ない、基準に適合していることを確認し、その結果をホームページで公表する。(実施時期 5~2月)	○	検査件数 97 件(違反なし)
8	保健福祉局	保健所	医療政策課薬事係	川名 賢	622-5162	医薬品医療機器等法に基づく許可等施設に対する立入検査(1)	1-(1)	ア 医薬品等一斉立入指導 医薬品等の安全確保を目的に、薬局、店舗販売業、医療機器販売業などの医薬品医療機器法に基づく許可を受けた事業者等に対し、立入指導を実施する。	○	一斉監視実施期間において、医薬品医療機器等法に基づく許可を受けた事業者等に対し立入指導を実施した。
9	保健福祉局	保健所	医療政策課薬事係	川名 賢	622-5162	医薬品医療機器等法に基づく許可等施設に対する立入検査(2)	1-(1)	イ 医薬品等業務上取扱者に対する立入指導 病院、診療所等の医薬品取扱い施設に対して、医薬品等の適正な取り扱いについて立入指導を行う。	△	新型コロナウイルス感染拡大に伴い、今年度の病院、診療所等の立入検査は実施せず、書面での検査とした。
10	保健福祉局	保健所	医療政策課医務係	佐藤 隆幸	622-5162	医務関係施設対策に対する立入検査及び支援事業	1-(1)	病院、診療所、施術所などの許可・届出等施設に対して、従事者や医薬品、その他安全管理などについて立入検査を行う。また、医療機関の従事者を対象とした医療安全対策等に関する研修会を開催する。	△	札幌市内における新型コロナウイルス感染症の流行状況等を鑑み、令和2年度は病院及び診療所立入検査の実施をやむを得ず中止とした。病院及び有床診療所に対して自主点検表を送付し、医療機関の自主的な点検を促した。また、新型コロナウイルス感染症業務に従事する看護師等を対象に院内感染対策に関する研修会を開催した。

番号	担当局・区	担当部	担当課	担当者名	電話番号	事業名	体系図該当番号	事業内容	事業実施状況(令和2年度)	
									実施状況	実績・特記事項等
11	保健福祉局	保健所	食の安全推進課	伊藤 裕樹	622-5174	安全・安心な食のまち・さっぽろ推進事業	1-(1)	食の安全・安心を確保するため、食産業や観光の振興も視野に入れた総合的な食の安全・安心に関する施策を策定し、安全・安心な食のまち・さっぽろの推進を図る。	△	1 安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議の開催(書面会議、2回開催) 2 さっぽろ食の安全・安心推進協定事業 新規協定締結数:0団体4事業者(平成21年度からの累計:25団体、484事業者) 3 食の安全・安心おもてなしの店推進事業 改正健康増進法の施行に伴い本事業の要綱を改正し、おもてなしの店として登録対象となる施設の取組のうち、「禁煙又は完全分煙」を廃止し「禁煙」を新設した。 新規おもてなしの店登録数:0施設(平成27年度からの累計:162店舗) 4 雑誌等広告掲載事業 雑誌「poroco」4月号、中央バス動画広告「びりかる」2~3月に食中毒予防の正しい知識とその対策方法に関する記事を掲載 その他事業については、新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。
12	保健福祉局	保健所	食の安全推進課	本田 梢	622-5170	自主的な食品衛生管理の推進	1-(1)	食品業界全体の衛生レベル向上のため、国際標準の衛生管理システムであるHACCPの考え方を取り入れた施設を認証する「札幌市食品衛生管理認定制度(さっぽろHACCP)」を普及促進し、食品等事業者の衛生知識の向上及び自主的な衛生管理の推進を図る。	△	・令和2年度3月末現在、延べ322施設が認証を受けている(飲食店営業304施設・食品製造業13施設・食品販売5施設、うち新規0施設・更新2施設)。 ※新型コロナウイルス感染症の影響により、施設の審査、認証の可否を決定する認証審査会について、一部開催を中止した。
13	保健福祉局	保健所	動物管理センター	辻野	736-6134	動物取扱業監視指導業務	1-(1)	ペットショップ、ペットホテル、動物園などの動物取扱業者に対して、立入検査を行い、適正な動物の取扱い、飼養施設の衛生管理状況、各種記録の作成・保存等について監視指導を行う。	○	149件 内訳 ・新規登録に伴う立入検査 62件 ・登録事項変更に伴う立入検査 14件 ・登録更新に伴う立入検査 59件 ・市民からの苦情に伴う立入検査 13件 ・定期監視に伴う立入検査 1件
14	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	風上	211-2245	子どもの製品事故防止の取組	1-(2)	子どもが被害に遭いやすい製品事故の未然防止のために、講座やイベント等において保護者に注意を呼びかけるほか、ホームページ等で情報提供を行う。また、毎年5月第4週の「子どもの事故防止週間」では、ホームページ等で情報発信を行う。	○	・子どもの事故防止週間(7月20日~7月26日)において、消費者センターHPやTwitter、Facebookを活用し、子どもの事故に関する情報提供を行ったほか、消費者庁が作成した関連ポスターを各区配架依頼した。 ・3月7日に、子育て関係事業者向けに、子どもの事故防止に関する講座を実施。

番号	担当局・区	担当部	担当課	担当者名	電話番号	事業名	体系図該当番号	事業内容	事業実施状況(令和2年度)	
									実施状況	実績・特記事項等
15	市民文化局	市民生活部	消費生活課調査指導係	藤本	728-2111	札幌市消費者危害情報連絡会の開催	1-(2)	製品事故について、行政団体・消費者団体などのネットワーク会議を開催して情報収集し、消費者へ速やかに情報提供する。	○	令和2年度は、新型コロナウイルス感染の影響から開催方法を変更し、対面による開催ではなく書面による照会を行った。
16	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	谷村	211-2245	消費者への情報提供	1-(2)	危害の拡大及び再発の防止のため、各種検査や調査等により得た情報を必要に応じ、各種広報媒体を活用して消費者へすみやかに情報提供する。	○	特定の事業者に関する相談が急増した際に、調査を実施した結果、悪質性を認め、危害の拡大及び再発の防止のため、報道機関への情報提供のほか、本市HPやTwitterへの掲載、チラシの配布により、市民へ速やかに注意喚起を行った。
17	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	谷村	211-2245	災害時における価格動向の調査や監視	1-(3)	災害時における生活関連商品の価格や需給動向の把握、市民への情報提供などを行う手順について、防災訓練等の場において災害業務マニュアルにより確認する。	○	新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、マスクや消毒液など、特に調査が必要な品目について、流通状況の調査を行った。
18	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	谷村	211-2245	災害に便乗した悪質商法等について情報の発信	1-(3)	災害に便乗した悪質商法や、災害時に特有の契約トラブルによる消費者被害を未然に防止し、救済するため、悪質商法などの情報を発信するとともに、災害時の消費生活相談体制を整備する。	○	・新型コロナウイルス感染症に便乗した悪質商法と思われる事例について、毎週調査を行い、本市公式HPやSNSで注意喚起を行った。 ・消費生活相談室内で感染者が出た場合に備え、相談体制の整備を行った。
19	経済観光局	中央卸売市場	管理課	加藤	611-3111	全国の中央卸売市場及び道内の主要卸売市場との災害時相互応援協定の締結	1-(3)	全国の中央卸売市場及び道内の主要卸売市場との間で災害時の相互応援協定を締結しており、災害発生時における市民への生鮮食料品の安定供給の維持を確保する。	○	全国の中央卸売市場との協定については、40都市64市場と締結。 道内の主要卸売市場との協定については、24都市31市場と締結。
20	市民文化局	市民生活部	消費生活課調査指導係	藤本	728-2111	各種製品の表示に関する立入検査(1)	2-(1)	ア 家庭用品の品質表示に関する立入検査 家庭用品品質表示法(第19条第1項)に基づき、販売業者が消費者へ販売するために店舗等に陳列している家庭用品について、法に規定する適正な表示が付されているかどうかを検査する。	○	検査対象の販売店3店舗について検査を実施した。 検査品目のうち ・「膝掛け」は1店舗で13点 ・「食事用、食卓用又は台所用の器具・皿等」は1店舗で32点 ・「電気ポット」は1店舗で26点 ・「衣料用、台所用又は住宅用の漂白剤」は1店舗で対象商品無し 3店舗の用品総数は71点。いずれも適正に表示されており、不適正な表示はなかった。 新型コロナウイルス感染症対策の観点から、他の調査予定の9店舗については調査を中止した。

番号	担当局・区	担当部	担当課	担当者名	電話番号	事業名	体系図該当番号	事業内容	事業実施状況(令和2年度)	
									実施状況	実績・特記事項等
21	市民文化局	市民生活部	消費生活課調査指導係	藤本	728-2111	各種製品の表示に関する立入検査(2)	2-(1)	イ 消費生活用製品(特定製品)の表示に関する立入検査 消費生活用製品安全法(第84条第1項)に基づき、販売業者が消費者へ販売するために店舗等に陳列している特定製品について、法に規定する適正な表示が付されているかどうかを検査する。	○	検査対象の販売店1店舗について検査を実施した。 検査品目のうち ・「携帯用レーザー応用装置」は1店舗で対象商品無し 新型コロナウイルス感染症対策の観点から、他の調査予定の7店舗については調査を中止した。
22	市民文化局	市民生活部	消費生活課調査指導係	藤本	728-2111	各種製品の表示に関する立入検査(3)	2-(1)	ウ 電気用品の表示に関する立入調査 電気用品安全法(第46条第1項)に基づき、販売事業者が消費者へ販売するために店舗等に陳列している電気用品について、法に規定する適正な表示が付されているかどうかを検査する。	○	検査対象の販売店6店舗について検査を実施した。 ・「直流電源装置」は4店舗で36機種 ・「リチウムイオン蓄電池」は3店舗で15機種 いずれも適正に表示されており、不適正な表示はなかった。新型コロナウイルス感染症対策の観点から、他の調査予定の24店舗については、調査を中止した。
23	保健福祉局	保健所	健康企画課	松本 文恵	676-5156	食品表示法に基づく食品の表示及び広告に関する指導(1)	2-(1)	ア 健康増進法及び食品表示法に基づき、食品製造業者等に対して、適正な栄養成分表示等の相談及び指導や、健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告の適正化のための指導を行う。	○	○健康増進法(特別用途表示・誇大表示の禁止) 指導・相談件数 20件 ○食品表示法(栄養成分表示) 指導・相談件数 398件
24	保健福祉局	保健所	食の安全推進課	松本 しおり	622-5174	食品表示法に基づく食品の表示及び広告に関する指導(2)	2-(1)	イ 食品添加物、アレルギー物質、期限表示などが適正に記載されているかを確認し、必要に応じて製造販売業者に対して指導を行う。	○	営業許可更新申請の審査時等に食品の適正表示を確認した。
25	市民文化局	市民生活部	消費生活課表示検査担当係	高橋	728-2111	食品表示法に基づく食品の表示及び広告に関する指導(3)	2-(1)	ウ 原材料名や原料原産地名などの表示が適正に表示されているかについて、食品事業者に対し必要に応じた指導を行う。	○	口頭指導4件(生鮮農産物の産地表示漏れ等)

番号	担当局・区	担当部	担当課	担当者名	電話番号	事業名	体系図該当番号	事業内容	事業実施状況(令和2年度)	
									実施状況	実績・特記事項等
26	保健福祉局	保健所	医療政策課薬事係	川名 賢	622-5162	医薬品等の記載事項等に対する指導	2-(1)	医薬品等の販売業者等に対して、医薬品及び医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律第50条等に規定する直接の容器等の記載事項や同法第66条から第68条に規定する医薬品等の広告について必要な指導を行う。	○	更新検査時に薬局製造販売医薬品製造販売業者等に対し、薬局製造販売医薬品の表示を確認するとともに必要な指導を行った。 また、一斉監視時に医薬品等販売業者に対し医薬品等の記載事項、広告等について確認し、必要な指導を行った。
27	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	田畑	211-2245	包装の安全に関する啓発	2-(2)	誤飲事故の可能性のある包装など、包装に関する安全性について、パネル展示などの啓発を行う。	×	・新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、パネル展や出張講座を実施しなかった。
28	環境局	環境事業部	循環型社会推進課	溝口	211-2928	容器包装簡素化に向けた取組の推進	2-(2)	事業者や市民団体とともに、容器包装の簡素化の取組や広く市民への情報発信を行う。	○	・事業者・市民団体・行政の三者協定により、事業者のレジ袋有料化による削減の取組を支援している。R1年度の取組結果は次のとおり。 ・マイバッグ等平均持参率(R2.3月):86% ・LLサイズレジ袋に換算で1億1,278万枚を削減 ・11事業者175店舗が協定に参加している。
29	市民文化局	市民生活部	消費生活課計量検査所	池下	846-6681	計量法に基づく検査の実施	2-(3)	計量法に基づき、商店・市場・病院などが取引又は証明に使用している「はかり」の検査を行う。	○	札幌市内の事業所を、偶数年と奇数年に2分割し検査を実施している。 本年度は中央・南・西・手稲区が対象区となっている。 令和2年度の検査期間は6月1日～3月31日まで 検査日数:137、検査職員数:283、検査戸数:1,310、検査台数4,665不合格戸数:44、不合格台数:62
30	市民文化局	市民生活部	消費生活課計量検査所	池下	846-6681	商品量目立入検査等の実施	2-(3)	商取引の盛んな中元期や年末期において、スーパーマーケットなどで販売している商品の内容量表記について検査し、適正な計量方法について指導する。	△	青果、水産品、精肉、惣菜等を自店舗で計量し、パック販売している商品について抜取検査を実施。原則として、店舗面積が1,000㎡を超える大型量販店・百貨店を対象として(百貨店は毎年)前期及び後期に実施しているが、新型コロナウイルス感染症対策のため、前期は中止した。 大型量販店 28店舗1,680個検査 正量 98.6%、超過0.5%、不足0.9% 製造工場 4店舗 120個検査 正量100.0%、超過0.0%、不足0.0%

番号	担当局・区	担当部	担当課	担当者名	電話番号	事業名	体系図該当番号	事業内容	事業実施状況(令和2年度)	
									実施状況	実績・特記事項等
31	市民文化局	市民生活部	消費生活課計量検査所	池下	846-6681	特定計量器の立入検査等の実施	2-(3)	タンクローリーやガスメーターなどの特定計量器の精度・性能や法定有効期間について検査し、適正な計量器の使用について指導する。	△	灯油宅配用タンクローリー(令和2年9月4日～9日実施。対象区:北、厚別、豊平、清田区) 対象 102事業所 294台、検査 62事業所 147台、不適正3台 自動車等給油メーター(令和2年9月28日～10月5日実施。対象区:中央区) 検査32事業所 564個、不適正1個 水道メーター(令和3年2月8日～9日実施。台帳検査) 対象 1事業所(本市水道局) 器物数10,345個、不適正0個 温水メーター・積算熱量計(令和3年1月21日実施。台帳検査)対象 1事業所(北海道熱供給公社) 器物数1,879個、不適正0個 なお、LPガスメーター及び都市ガスメーターは、5・6月実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症対策のため中止した。
32	市民文化局	市民生活部	消費生活課計量検査所	池下	846-6681	計量啓発事業	2-(3)	毎年11月の「計量月間」に啓発ポスターの掲示・配布を行うほか、市民との交流イベント「計量ふれあい広場」を開催するなど、計量制度に関する普及啓発を図る。	△	啓発ポスターの掲示(11/1～11/30)及び配布(106ヶ所)は行ったが、計量ふれあい広場については、新型コロナウイルス感染症対策のため中止した。
33	市民文化局	市民生活部	消費生活課計量検査所	池下	846-6681	計量器の精度確認	2-(3)	家庭用計量器などについて、正確性を確認したいという申し出があった場合に、精度確認を行う。	○	一般100台、市立学校144台 計244台
34	市民文化局	市民生活部	消費生活課調査指導係	熱田	728-2111	消費生活条例等の周知徹底と取引行為の適正化	3-(1)	消費生活条例や不当取引行為基準規則について事業者へ周知徹底するとともに、不当取引行為を行っている事業者に対し、調査を行い、必要に応じて指導等を行う。	○	1件 ※消費生活条例に違反する不当な取引行為を行っていると思われる水回り工事を行う事業者の情報について、条例第23条第2項・3項の規定に基づき、令和3年3月26日付で消費者への情報提供を行った。
35	市民文化局	市民生活部	消費生活課調査指導係	熱田	728-2111	国・北海道・北海道警察との連携	3-(1)	国、北海道、北海道警察と連携し、悪質商法などに関する情報を共有することで、消費者被害に関する広域的な取組や悪質事業者に対する指導の強化を図る。	○	「消費者被害防止対策連絡会議」(北海道主催)が8月に開催され、北海道、北海道警察、北海道経済産業局、北海道立消費生活センターと情報交換を行った。

番号	担当局・区	担当部	担当課	担当者名	電話番号	事業名	体系図該当番号	事業内容	事業実施状況(令和2年度)	
									実施状況	実績・特記事項等
36	市民文化局	市民生活部	消費生活課調査指導係	熱田	728-2111	消費生活条例等の周知徹底と違反事業者への対応強化	3-(1)	消費生活条例や不当取引行為基準規則について事業者へ周知徹底するとともに、違反事業者に対する指導などを強化する。	○	口頭指導19件 (勧誘時の氏名不明示についてや勧誘拒絶後の再勧誘について等) 文書指導1件 (知識・経験・判断力の不足に乗じた勧誘、適合性の原則に反する勧誘) 勧告1件 (重要な情報の不告知、撤回権等の行使に対する契約の強要)
37	市民文化局	市民生活部	消費生活課調査指導係	熱田	728-2111	取引行為の是正に向けた事業者団体等との連携	3-(1)	事業者に対する消費者との取引行為の是正を求めるため、消費者から寄せられる相談などについて事業者団体と情報共有を行う。	○	北海道電気通信消費者支援連絡会①【北海道総合通信局(2020年9月;新型コロナウイルスの影響により書面開催)】、②【北海道総合通信局(2021年3月;新型コロナウイルスの影響によりWEB開催)】 ⇒上記連絡会において、消費者センターに寄せられた電気通信に係る相談情報について情報共有するとともに、通信事業者に対して、消費者への配慮ある対応について要望等を行った。
38	市民文化局	市民生活部	消費生活課調査指導係	熱田	728-2111	適格消費者団体との連携	3-(1)	消費者被害の防止、救済を図るため、差止請求訴訟などを行う適格消費者団体と協定を結び、消費者センターに寄せられた相談情報の共有などを行う。	○	差止請求訴訟などを行う適格消費者団体(ホクネット)に対し、差止請求対象事業者に係る消費生活相談情報の提供や、情報交換等を行った。
39	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	谷村	211-2245	高齢者、障がい者、関係機関等に対する情報提供	3-(2)	高齢者、障がい者、関係機関などに対し、高齢者や障がい者を狙った悪質商法などについて、電子メールなどにより迅速に情報提供するほか、出前講座を通じて啓発を図る。	○	・「みまもり通信」を毎月電子メール等で配信して(配信先は、地域包括支援センター、相談支援事業所等の高齢及び障がい福祉機関、消費生活サポーターなど)あり、町内への回覧や掲示、訪問活動の際などへの注意喚起などに活用してもらった。 ・ネットワーク事業を通じて受付した相談事例の一部を包括支援センターや障がい者支援事業所などの福祉関係機関に毎月メールで配信しており、各サービス事業者などへの共有・注意喚起を行ってもらっている。 ・消費生活推進員によるミニ講座を13回実施した。 ・地域活動団体向け研修を2回行った。
40	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	小川・田畑・谷村・風上	211-2245	各教育機関との連携	3-(2)	各教育機関と連携し、若年者の被害情報などを提供するとともに、消費者センターをはじめとした相談窓口の周知を行う。	○	・昨年度新たに作成した、新学習指導要領に対応した小学5・6年生向けの消費者教育教材(協力:北海道小学校家庭科教育連盟、監修:公益社団法人札幌消費者協会)と教師用解説書を、9月下旬から10月上旬にかけて、市内の全小学校へ配布した(消費者センターの紹介を含む)。 ・1月16日に、小・中学校の教員等、消費者教育に携わる者を対象とした消費者教育講座を開催。 ・3月7日に、保育園や幼稚園等の子育て関係事業者向けに、子どもの事故防止に関する講座を開催。

番号	担当局・区	担当部	担当課	担当者名	電話番号	事業名	体系図該当番号	事業内容	事業実施状況(令和2年度)	
									実施状況	実績・特記事項等
41	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	小川・谷村	211-2245	各種媒体を活用した悪質事業者等に関する速やかな情報提供	3-(2)	ホームページやSNSを活用するほか、報道機関などと連携し、悪質事業者やその手口について、消費者へ速やかに情報提供する。	○	札幌市公式HPの消費生活のページ、ツイッター等のSNSにて、適宜情報提供しており、報道機関向けには別途プレスリリースをしている。
42	経済観光局	中央卸売市場	管理課	加藤	611-3111	中央卸売市場施設の維持管理	4-(1)	水産棟、青果棟等の市場施設の維持管理を図り、安全・安心な生鮮食品の安定的かつ円滑な流通に努める。	○	施設の維持管理に努めている。
43	経済観光局	中央卸売市場	経営支援課	柿崎	611-3114	卸売業務の監督指導	4-(1)	市場で行われる卸売業務について、卸売市場法、札幌市中央卸売市場業務規程等の関係法令に基づく監督指導を行うことにより、取引と品質管理の適正化を図り、安全・安心な生鮮食品の安定的かつ円滑な流通に努める。	○	継続して監督・指導を行っている。
44	経済観光局	産業振興部	商業・経営支援担当課	小松	211-2372	商店街に対する融資	4-(1)	商店街の活性化に資する事業に取り組む中小企業者等を対象に融資することで、事業活動の促進を図り、地域経済を活性化させる。	○	【新規融資実績】 (事業革新支援資金の内、商店街の活性化に資する事業を資金使途とする融資) 5件154,000千円
45	経済観光局	産業振興部	商業・経営支援担当課	林	211-2372	小売商業近代化の促進	4-(1)	札幌市商業近代化推進協議会が行う、地域社会との密接な関わりの中で商店街を中心とする街づくりの取組や、街づくりに向けて政策展開を指導させるための事業活動、各種の調査・開発・研究等の事業の推進を図る。	○	令和2年度負担金 750千円
46	経済観光局	産業振興部	商業・経営支援担当課	林	211-2372	組織化・商店街環境整備施設の推進	4-(1)	商店街振興組合法に基づく市内唯一の指導機関として、市内の会員商店街を指導・助言する等の社会的役割を担っている札幌市商店街振興組合連合会の事業の経費の一部を補助する。	○	令和2年度補助決定額 13,333千円

番号	担当局・区	担当部	担当課	担当者名	電話番号	事業名	体系図該当番号	事業内容	事業実施状況(令和2年度)	
									実施状況	実績・特記事項等
47	経済観光局	産業振興部	商業・経営支援担当課	北島	211-2372	地域商店街支援事業	4-(1)	魅力ある商業地の創出のために、商店街等が取り組む事業を支援する。 【にぎわいづくり型】商店街等がにぎわいを創出するために取り組むイベント事業を支援する。 【地域課題解決型】商店街等が自ら考える地域課題の解決を通じた商店街活性化に取り組む事業を支援する。 【ファシリテーター派遣】ファシリテーターを派遣し、各商店街の特性を生かした企画づくりを支援する。	／	
48	市民文化局	市民生活部	消費生活課調査指導係	藤本	728-2111	石油製品小売価格に関する調査及び情報提供	4-(2)	市民にとって重要な生活関連商品である石油製品価格について、毎月2回、市内の小売店を対象に聞き取り調査を行い、その調査結果について情報提供を行う。	○	毎月2回(10日と25日)、小売店に対して電話にて聞き取り調査を実施した。 調査対象は、市内の燃料小売店60店及びガソリンスタンド60店(フルサービス40点、セルフサービス20店舗)の計120店舗。 対象品目は、4油種(灯油、レギュラーガソリン、軽油、プロパンガス)、10品目。
49	市民文化局	市民生活部	消費生活課調査指導係	藤本	728-2111	年末年始主要食料品・石油製品等に係る懇談会の開催	4-(2)	年末年始や冬期間に需要が増大する主要食料品や石油製品などについて、関係業界団体などの懇談会を開催し、需給や価格の動向見通しに関する情報収集を行う。また、収集した情報消費者へ提供するとともに、必要に応じて供給の確保、価格の安定について業界団体などに対して要請を行う。	○	令和2年度は、新型コロナウイルス感染の影響から開催方法を変更し、対面による開催ではなく書面による照会を行い、収集した情報について消費者への情報提供を行った。
50	市民文化局	市民生活部	消費生活課調査指導係	藤本	728-2111	生活関連商品小売価格に関する調査及び情報提供	4-(2)	市民生活に関わりの深い生活関連商品の価格や需給状況について、毎月市内の小売店に調査を行い、その調査結果について情報提供を行う。	○	生鮮食料品・日用品などの生活関連商品について、「価格調査モニター」による店頭調査を毎月上旬に実施した。 調査店舗は、市内のスーパーや小売店等、30店舗。 対象品目は、34品目(6品目群)。
51	市民文化局	市民生活部	消費生活課調査指導係	藤本	728-2111	消費生活相談事業	5-(1)	消費者センターにおいて、来訪、電話、インターネットにより、消費者からの苦情相談に対応する。また、消費者庁及び国民生活センターと全国の消費生活センターを結ぶ全国消費生活情報ネットワーク(PIO-NET)に参加し、広域的、全国的な消費生活相談に対応する。	○	2020年4月～2021年3月までの相談件数:9,687件 うち来訪502件、電話8,941件、文書244件となっている。
52	市民文化局	市民生活部	消費生活課調査指導係	佐藤	728-2111	相談環境の充実	5-(1)	インターネット相談の周知や充実を図るとともに、土・日曜日などに相談可能な窓口を確保する。	○	札幌市では、土日にも送信可能なインターネット相談を行っている。また、土日に緊急を要するような相談については、ホームページ上で国民生活センターなど、土日相談が可能な相談窓口の紹介を行っている。 令和2年度インターネット相談:236件

番号	担当局・区	担当部	担当課	担当者名	電話番号	事業名	体系図該当番号	事業内容	事業実施状況(令和2年度)	
									実施状況	実績・特記事項等
53	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	小川・田畑・谷村・風上	211-2245	消費者ホットライン「188」の認知度向上のための取組の推進	5-(1)	消費生活相談窓口の電話の混雑時や、土日曜日に相談可能な窓口への円滑な誘導のため、消費者ホットライン「188」の周知を進める。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・5.6月に、地下鉄掲示板へ、悪質商法に関する注意喚起と併せて、消費者センター及び消費者ホットラインについてのオリジナルポスターを掲示 ・10月に、市内の小学校、特殊支援学級等に消費者ホットラインやスマホの使い方を記載したカード「スマホカード」を配布した。 ・12月に、消費者ホットラインを含む、各種相談窓口の連絡先をまとめた一覧シートを更新し、各区役所や関係機関に配布 ・12月に、地下鉄駅掲示板へ悪質商法に関する注意喚起と併せて、消費者センター及び消費者ホットラインについてのオリジナルポスターを掲示した。 ・2.3月に、札幌市内の若年層向けにGoogle、YouTube、Twitter、Instagramに広告を掲載。定期購入に関わるトラブルの注意喚起とともに、消費者ホットラインを啓発した。
54	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係・調査指導係	小川、風上、佐藤(隆)	211-2245	相談員の資質向上	5-(1)	複雑な相談に関し、相談員が弁護士などの専門家から助言を受ける機会を確保する。また、国民生活センターが実施する遠隔地研修への協力を行うことなどにより、相談員の研修参加機会の確保を図る。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談弁護士派遣業務：38回(4月～8月：月2回、9月～3月：月4回) ・原状回復、欠陥住宅、不当要求に係る専門分野の弁護士を講師に招き、相談員スキルアップ研修を3回開催した。 ・消費生活相談員について、(独)国民生活センター等が開催するオンデマンド研修へ参加させるとともに、他の相談員へも情報共有を図るため、研修受講相談員を講師とした内部研修を実施した。 ・令和2年11月27～28日にかけて、(独)国民生活センターと北海道との共催により、消費生活相談員研修を開催した。
55	市民文化局	市民生活部	消費生活課調査指導係	熱田	728-2111	消費者苦情処理部会の運営	5-(1)	消費者から受けた苦情を円滑に解決する必要がある場合、消費者苦情処理部会において苦情のあっせん又は調停を行う。	—	苦情処理部会への付託事案なし。
56	市民文化局	市民生活部	消費生活課調査指導係	熱田	728-2111	事業者や事業者団体における相談窓口との連携等	5-(1)	消費者に対する相談窓口のある事業者や事業者団体と、情報共有や意見交換を行う機会を設け、相談窓口相互間の連携を強化する。	×	今年度予定していた消費者相談窓口懇談会については、新型コロナウイルスの影響により、中止とした。
57	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	谷村	211-2245	裁判外紛争手続(ADR)機関との連携	5-(1)	消費者被害救済の選択肢を増やすため、裁判外紛争手続(ADR)を行う関係機関の活動について消費者へ周知するとともに、さらなる連携のあり方について検討する。	○	・本市HP等において、裁判外紛争手続(ADR)の機能を持つ、国民生活センターや各種相談窓口について情報提供を行っているほか、消費者センターへのパンフレット配架による周知を行っている。

番号	担当局・区	担当部	担当課	担当者名	電話番号	事業名	体系図該当番号	事業内容	事業実施状況(令和2年度)	
									実施状況	実績・特記事項等
58	総務局	広報部	市民の声を聞く課	葛西	211-2045	市政外相談事業	5-(1)	日常生活上のさまざまな問題を解決することにより、市民生活の安定に寄与することを目的として実施。消費生活に関する相談は、弁護士による法律相談において、助言・アドバイス等の対応を行う。	○	・本庁1階市民の声を聞く課及び各区役所にて相談を実施 ・令和2年度 5,262件(うち法律相談 2,035件)
59	保健福祉局	高齢保健福祉部	介護保険課	小玉	211-2547	地域包括支援センター・介護予防センターにおける高齢者の総合相談支援	5-(1)	地域包括支援センター及び介護予防センターは、地域における初期相談の場として、高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続するため、どのような支援が必要かを幅広く把握し、適切なサービス、関係機関又は制度の利用につなげていく等の支援を行う。	○	訪問、電話、面接等により、高齢者の相談を幅広く受け、適切なサービス、関係機関又は制度の利用につなげていく等の支援を実施。
60	保健福祉局	高齢保健福祉部	介護保険課	小玉	211-2547	地域包括支援センターにおける権利擁護業務(高齢者の成年後見制度に関する相談・利用支援、消費者被害防止に関する普及・啓発、関係機関との連携・協力)	5-(1)	地域包括支援センターは、地域の高齢者の総合相談支援を行う中で把握した、権利擁護に関し支援が必要な高齢者について、その状況に応じ、札幌市社会福祉協議会が行う権利擁護事業や成年後見制度の利用に向けた情報の収集、家族・関係者等との調整などの利用支援を行う。また、高齢者の消費者被害防止のために、これらに関する情報の把握と防止に向けて必要な知識の普及・啓発、消費者センターなどの関係機関との連携・協力を行う。	○	訪問、電話、面接等により、高齢者の相談を幅広く受け、適切なサービス、関係機関又は制度の利用につなげていく等の支援を実施。
61	保健福祉局	保健所	食の安全推進課	松本 しおり	622-5174	食品衛生関係市民相談への対応	5-(1)	市民などから寄せられる食品衛生関係の苦情・相談に対応し、必要に応じて調査や指導を行う。	○	市民などから寄せられる苦情・相談に対し、必要に応じて調査や指導を行った。
62	保健福祉局	保健所	生活環境課	坂井 慎哉	622-5165	環境衛生関係市民相談への対応	5-(1)	市民などから寄せられる環境衛生関係の相談に対応し、必要に応じて調査や指導を行う。	○	相談件数 環境衛生営業等施設 100件 環境衛生営業等施設その他 7件 建築物衛生法関係施設 3件 建築物衛生法関係施設その他 27件 飲料水関係施設 5件 飲料水関係施設その他 37件 ねずみ・昆虫等 1,041件

番号	担当局・区	担当部	担当課	担当者名	電話番号	事業名	体系図該当番号	事業内容	事業実施状況(令和2年度)	
									実施状況	実績・特記事項等
63	保健福祉局	保健所	動物管理センター	辻野	736-6134	動物取扱業に関する市民相談への対応	5-(1)	市民などから寄せられる動物取扱業に関する相談に対応し、必要に応じて調査や指導を行う。	○	28件 内訳(複数選択あり) ・鳴き声 1件 ・施設の不衛生 11件 ・動物の不衛生 4件 ・店員等の対応 2件 ・病気の動物を展示・販売 3件 ・虐待疑い 6件 ・その他 16件
64	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	谷村	211-2245	消費者被害防止ネットワーク事業(1)	5-(2)	地域に配置した消費生活推進員が、高齢者及び障がい者関連の福祉機関や民生委員、町内会、警察などと連携し、高齢者及び障がい者の消費者被害の未然防止、早期発見・救済、拡大防止を図るため、以下の活動を行う。 ア 高齢者、障害者及び関係機関に対し、高齢者や障がい者を狙った悪質商法などについて、電子メールなどにより迅速に情報提供するほか、出前講座を通じて、啓発を図る。	○	・「みまもり通信」を毎月電子メール等で配信して(配信先は、地域包括支援センター、相談支援事業所等の高齢及び障がい福祉機関、消費生活サポーターなど)あり、町内への回覧や掲示、訪問活動の際などへの注意喚起などに活用してもらった。 ・ネットワーク事業を通じて受付した相談事例の一部を包括支援センターや障がい者支援事業所などの福祉関係機関に毎月メールで配信しており、各サービス事業者などへの共有・注意喚起を行ってもらっている。 ・消費生活推進員によるミニ講座を13回実施した。 ・地域活動団体向け研修を2回行った。 【再掲】
65	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	谷村	211-2245	消費者被害防止ネットワーク事業(2)	5-(2)	地域に配置した消費生活推進員が、高齢者及び障がい者関連の福祉機関や民生委員、町内会、警察などと連携し、高齢者及び障がい者の消費者被害の未然防止、早期発見・救済、拡大防止を図るため、以下の活動を行う。 イ 消費生活相談室と連携し、高齢者及び障がい者の消費者トラブルについて関係機関及び関係者からの相談を受け付け、必要に応じて実態調査を行う。	○	ネットワーク事務局において、随時相談を受付している(相談件数51件、うち実態調査案件はなし)。
66	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	谷村	211-2245	消費者被害防止ネットワーク事業(3)	5-(2)	地域に配置した消費生活推進員が、高齢者及び障がい者関連の福祉機関や民生委員、町内会、警察などと連携し、高齢者及び障がい者の消費者被害の未然防止、早期発見・救済、拡大防止を図るため、以下の活動を行う。 ウ 地域包括支援センター等の関係機関が開催する会議への出席や、情報交換会の開催により、関係機関との連携を強化する。	○	情報交換会等7回(白石区地域包括支援センター:1回、豊平区地域包括支援センター:1回、中央区地域包括支援センター:1回、南区地域包括支援センター:1回、東区地域包括支援センター:1回、北区地域包括支援センター:1回、西区地域包括支援センター:1回)

番号	担当局・区	担当部	担当課	担当者名	電話番号	事業名	体系図該当番号	事業内容	事業実施状況(令和2年度)	
									実施状況	実績・特記事項等
67	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	谷村	211-2245	消費生活サポーター制度	5-(2)	地域の高齢者や障がい者等の消費者トラブルの未然防止等のための見守りとして、企業、各種団体、個人を「札幌市消費生活サポーター」として登録し、自主的な見守り活動や啓発活動を推進する。	○	「みまもり通信」を毎月各団体・個人サポーターへ配信し、職場での掲示や研修、地域での啓発等に活用していただいている。また、団体サポーターとは個別に啓発活動において連携しているほか、個人サポーターについては、地域での見守り活動の参考となるように、フォローアップ研修を実施した(団体サポーター累計登録数:12、個人サポーター累計登録数累計192人(R3.3.31時点))。
68	保健福祉局	総務部	総務課地域福祉推進係	阪井	211-2932	日常生活自立支援事業	5-(2)	札幌市社会福祉協議会を実施主体として、認知症や障がいのため日常生活上の判断能力に不安のある方を対象に、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理などを支援する。	○	・相談件数:24,772件 ・契約件数:197件 ・生活支援員活動者数:92名 ・生活支援員活動回数:2,798回 ※いずれもR3年3月末時点の数値
69	保健福祉局	総務部	総務課地域福祉推進係	阪井	211-2932	福祉のまち推進事業	5-(2)	おおむね連合町内会単位に組織化されている市民による自主的な福祉活動を行う「地区福祉のまち推進センター」で、市民による支え合い活動を推進するため、ひとり暮らしの高齢者などを対象とした見守り・安否確認活動などを実施する。	○	・活動者数(集計中) ・援助世帯数(集計中) ※R3年9月頃に取りまとまる予定 【参考:R1年度実績】 ・活動者数:10,960人 ・援助世帯数:71,232世帯
70	保健福祉局	総務部	総務課地域福祉推進係	岩谷	211-2932	民生委員・児童委員活動	5-(2)	民生委員・児童委員が、地域住民からの各種相談に応じ、高齢者や障がい者などへの訪問により、見守り・安否確認など様々な活動を通じ、地域福祉の増進を図る。	○	・定数:2,970人 ・相談・支援件数:集計中 ・訪問回数:集計中 ・関係機関との連絡回数:集計中 ※R3年7月頃に取りまとまる予定 【参考:R1年度実績】 ・相談・支援件数:40,347件 ・訪問回数:638,588回 ・関係機関との連絡回数:62,134回

番号	担当局・区	担当部	担当課	担当者名	電話番号	事業名	体系図該当番号	事業内容	事業実施状況(令和2年度)	
									実施状況	実績・特記事項等
71	保健福祉局	障がい保健福祉部	障がい福祉課	大坂	211-2936	障がい者あんしん相談運営事業	5-(2)	常設相談窓口を設置し、面談や電話により、障がい者の権利擁護などに係る相談に応じる。また、内容に応じて弁護士による法律相談を行うほか、必要に応じて関係行政機関等へ引継対応を行う。	○	令和2年度の相談件数:2,548件(うち、差別解消法に関わるもの13件)
72	保健福祉局	障がい保健福祉部	障がい福祉課	大坂	211-2936	相談支援事業における障がい者の総合相談支援・権利擁護	5-(2)	障がい者(児)や家族にとっての身近な相談窓口として、障がいに関するあらゆる相談に応じ、相談内容に応じて様々な関係機関と連携しながら、地域生活に必要な情報提供、各種機関の紹介、在宅福祉サービスの利用の援助等の支援を総合的に行う。	○	事業所数市内19箇所。 令和2年度の相談件数:154,572件
73	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	谷村	211-2245	消費者訴訟費用の貸付	5-(3)	消費者が、消費生活上の被害について事業者を相手に訴訟を提起する場合など(提起された場合も含む)に、一定の条件の下に訴訟経費を貸し付ける。	—	貸付の申込なし。
74	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	谷村	211-2245	消費者団体訴訟の周知	5-(3)	消費者団体訴訟制度について理解を進めるため周知を行い、また、集団的消費者被害回復訴訟が提起された場合には、速やかに情報提供します。	○	札幌市公式HPにて、消費者団体訴訟制度に関する紹介ページを設けているほか、適格消費者団体に関するパンフレット等を随時各区役所へ配架依頼を行っている。
75	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	谷村	211-2245	消費生活審議会の充実	6-(1)	札幌市消費生活審議会の委員に市民からの公募委員を加えることにより、消費者の意見を直接反映させる。	○	2名の公募委員を選任しており、第3次消費者基本計画の進捗管理等について審議を行っている。
76	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	小川	211-2245	消費者の意見を踏まえた消費者行政の推進	6-(1)	講師派遣講座におけるアンケートや相談事例、市民アンケートなどから把握した消費者意識をふまえ、消費者行政を推進する。	○	・講師派遣講座等の実施の際には、受講者等へアンケートを実施し、それを踏まえて今後の講座内容等について随時検討を行っている。 ・消費者教育教材の作成にあたっては、より活用されやすい内容とするため、学校の先生等へ意見を聞くなどしている。 ・消費者センターに寄せられる消費生活相談を適宜集計し、件数の多い消費者トラブルなどについて、注意喚起等を行い、トラブルの拡大防止に努めている。

番号	担当局・区	担当部	担当課	担当者名	電話番号	事業名	体系図該当番号	事業内容	事業実施状況(令和2年度)	
									実施状況	実績・特記事項等
77	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	谷村	211-2245	市長申し出制度の活用	6-(1)	市長申し出制度を活用することにより、消費者の権利等の侵害に対して迅速に対応する。	—	該当事例なし。
78	総務局	広報部	市民の声を聞く課	高見、佐治坂上、矢野根	211-2042	市政相談事業	6-(1)	市民から寄せられた消費者行政に対する要望・意見・苦情等の声については、内容を十分聞き取りのうえ、文書にして担当部局へ送付し、申出人への回答や事務改善に向けた検討など、内容に応じた適切な対応にあたるよう依頼・調整する。	○	・市役所本庁舎1階市民の声を聞く課及び区役所にて相談を実施 ・令和2年度 21通
79	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係・調査指導係	小川・谷村・佐藤(隆)	211-2245	消費者団体との意見交換会の開催	6-(2)	各消費者団体の活動状況などの情報共有の場として、消費者団体の意見交換会を開催する。	×	毎年度、公益社団法人札幌聴覚障害者協会及び公益社団法人札幌消費者協会との懇談会を開催しているが、今年度は、コロナ禍のため中止となった。
80	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	谷村	211-2245	消費者の活動との連携	6-(2)	組織的な活動を行う消費者へ、消費生活に関する情報を提供し、各団体との啓発活動などの自主的な取組を促す。	○	・高齢者の被害に多く見られる手口を紹介する「みまもり通信」を作成し、希望する個人や団体にEメールで配信している。 ・団体における取組の場に消費生活推進員をはじめとした講師を派遣し、寸劇や替え唄などのミニ講座を実施(13回)。 ・地域で見守り活動を行っている団体向けに研修を実施(2回)。 ・地域包括支援センターと情報交換会を実施(7回)。
81	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	小川	211-2245	消費者団体への活動の場の提供	6-(2)	エルプラザに消費者団体として登録した団体に対し、消費者サロンなどを消費者団体活動の場として提供する。	○	エルプラザに登録されている消費者団体に対し、活動の場として、消費者サロンや食材研究室の貸し出しを行っている。
82	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	小川	211-2245	地産地消など持続可能な消費の実践に向けた啓発の推進	7-(1)	地産地消やフェアトレード、エシカル消費など、持続可能な消費の実践に向けた講座や啓発を実施します。	○	・フェアトレードやエシカル消費をテーマにした消費生活講座や講師派遣講座を実施している。

番号	担当局・区	担当部	担当課	担当者名	電話番号	事業名	体系図該当番号	事業内容	事業実施状況(令和2年度)	
									実施状況	実績・特記事項等
83	まちづくり政策局	総合交通計画部	都市交通課	佐伯 鳴海	211-2492	公共交通の利用促進	7-(1)	公共交通を軸とした交通体系の実現を目指して、「えきバスナビ」の利便性向上を図るほか、市民自らが過度の自動車利用を控え、公共交通へ自発的に転換することを促す取組を進める。	○	「えきバスナビ」により、市民等に公共交通機関の運行情報等を手軽に入手できる環境を提供。令和2年度においては、「バスロケーション」機能の追加等により、利便性の向上を図った。 小学生のときから公共交通の重要性を認識し、積極的に利用するという交通行動を身に付けられるよう、「小学校における札幌らしい交通環境学習推進事業」を実施した。
84	環境局	環境事業部	循環型社会推進課	高辻、中塚、河合、溝口、丸岡	211-2912 211-2928	新スリムシティさっぽろ計画の推進	7-(1)	「新スリムシティさっぽろ計画」に基づき、ごみ減量・リサイクルの推進を図るため、講座や情報発信、リサイクル施設の見学会等を実施するほか、学校における環境教育の取組等を行い、啓発と環境教育を充実させる。	○	別紙1参照
85	環境局	環境事業部	循環型社会推進課	河合、溝口	211-2928	ごみ発生・排出抑制のための行動の実践	7-(1)	食品ロス等のごみ減量につながる行動を展開することを目的に、市民・事業者・札幌市の協働で設立した「ごみ減量実践活動ネットワーク」(通称:さっぽろスリムネット)の一員として、ごみ減量に向けた市民・事業者の具体的な実践活動を支援する。また、リユースの促進やレジ袋削減に向けた取組を推進するほか、環境に配慮した店舗や事業者などの認定・表彰を行う。	○	別紙2参照
86	環境局	環境事業部	循環型社会推進課	中塚、原、溝口、丸岡	211-2928	市民による自主的な資源化の促進	7-(1)	市民が身近に取り組めるリサイクルの方法として重要なしくみである集団資源回収の促進に取り組むとともに、新聞紙・雑誌・段ボールや廃食油、蛍光灯などのリサイクルを進めるため、回収拠点の利便性の向上に取り組む。また、生ごみ堆肥化器材等の購入支援により、家庭内で実施するごみ減量・リサイクルの取組を支援する。	○	別紙3参照
87	環境局	環境事業部	循環型社会推進課	河合	211-2928	イベントにおけるごみ減量・リサイクルの推進	7-(1)	イベントにおけるごみ減量・リサイクルを進めるため、リユース食器などの貸し出しを行う。	—	例年、リユース食器をイベント主催団体へ貸し出ししているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響などにより申し込みが来ていない(リサイクルプラザ事業)。 【貸出件数:0件】
88	環境局	環境事業部	事業廃棄物課	吉村	211-2927	合併処理浄化槽設置費・維持管理費補助事業	7-(1)	下水道計画区域外の専用住宅に合併処理浄化槽を設置する者又は設置している者に対し、河川等の良好な水環境保全のために、設置費及び維持管理費の一部を補助する。	○	【設置費補助】 補助件数 6件 補助額 6,072千円 【維持管理費補助】 補助件数 130件 補助額 6,071千円

番号	担当局・区	担当部	担当課	担当者名	電話番号	事業名	体系図該当番号	事業内容	事業実施状況(令和2年度)	
									実施状況	実績・特記事項等
89	環境局	環境事業部	事業廃棄物課	前河	211-2927	ポイ捨て等防止啓発・指導	7-(1)	「札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例」の啓発・指導業務のため、散乱等防止指導員を配置し、喫煙制限区域内での指導・過料徴収及び制限区域外の地下鉄駅周辺や大規模公園等での指導を行う。また条例を周知するため、ポスター掲示、リーフレットの配布などを行い、さらに喫煙制限区域内に路面ステッカーを貼付して周知を図る。	○	①地下鉄駅・車内及び大通公園内の掲示板などにポスター掲示 ②大通公園・すすきの地区で街頭放送を活用して広報実施 ③ポイ捨て防止の周知動画を、街頭ビジョン・チカホなどで配信 ④喫煙制限区域内の路面ステッカーについて、250枚貼り替え
90	環境局	環境事業部	事業廃棄物課	阿部	211-2927	飲食店等における食品ロス削減の推進	7-(1)	資源の有効活用や環境負荷への配慮から、「食品ロス」(まだ食べられるのに、捨てられる食べ物)を減らすために、飲食店等における食べ残し削減に関する普及啓発活動を行う。	△	飲食店での食べ残しを推奨する「2510(ニコっと)スマイル宴」について、地下鉄駅掲示板におけるポスター掲示等により周知したほか、小売店における「手前取り」について街頭ビジョンにおける動画放映によって啓発を行った。 また、市内飲食店(34店舗、645個)にドギーバッグを配布し、食べ残しの持ち帰り運動への協力を依頼した。 新型コロナウイルスの影響により、さっぽろ夏まつり等の大型イベントが中止となり、それらイベントにおける啓発活動が未実施となった。
91	環境局	環境都市推進部	環境政策課	藤田	211-2877	札幌市環境白書の発行	7-(1)	環境に関する情報を広く市民に提供し、環境問題に対する理解を深めてもらうことを目的に、札幌市の環境の状況や環境施策の実施状況等を分かりやすく紹介する。	○	環境白書本書:300部 概要版:1,100部
92	環境局	環境都市推進部	環境政策課	佐野	211-2877	環境保全アドバイザー制度	7-(1)	市民が環境保全について自主的に行う研修会、講演会、自然観察会等にアドバイザーとして委嘱した専門家を講師として派遣する。	○	派遣回数(3月末現在):17回
93	環境局	環境都市推進部	環境政策課	佐野	211-2877	環境プラザの運営	7-(1)	札幌市における環境保全活動の拠点施設として、展示物・パンフレット・ホームページ等により省エネルギー・省資源などのエコライフに関する情報発信を行う。	○	常設展示に加え、節電やリサイクルについての講座を実施するなど、エコライフに関する普及啓発を行った。 利用者数(3月末現在):32,303人

番号	担当局・区	担当部	担当課	担当者名	電話番号	事業名	体系図該当番号	事業内容	事業実施状況(令和2年度)	
									実施状況	実績・特記事項等
94	環境局	環境都市推進部	環境政策課	岩田	211-2877	さっぽろキャンドルナイト	7-(1)	企業、市民団体等により構成される実行委員会が主体となり、毎年、夏至の日に、電気に依存しているライフスタイルについて考える機会を提供する「さっぽろキャンドルナイト」を実施する。 レストランの協力や関連イベントの開催、大通周辺の企業看板の消灯、名所等の消灯などを行う。	△	6月21日から7月31日までの期間に、札幌キャンドルナイト2020のホームページにて市民のキャンドルナイトの写真とメッセージを募集・紹介した。 なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためレストランの協力や関連イベントの開催、商業施設等でのライトダウンの呼びかけは行っていない。
95	環境局	環境都市推進部	環境エネルギー課	堤、佐藤	211-2872	札幌市次世代自動車購入等補助制度	7-(1)	次世代自動車の普及を図るため、天然ガス自動車、電気自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド自動車、V2H充電設備を購入する市民や購入・リースする事業者への補助を行う。	○	・補助件数:66件 ・補助台数:74台 (次世代自動車:55台、V2H充電設備:19基)
96	環境局	環境都市推進部	環境政策課	岩田	211-2877	札幌市うちエコ診断	7-(1)	省エネや節電に詳しい専門の診断士が、家庭ごとのエネルギー使用状況を「見える化」しながら診断を行い、ライフスタイルの改善などのソフト対策から高効率省エネ機器への買い替え等のハード対策まで、短・中期的な視点からアドバイスや提案を行う。	×	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、実施を見送った。
97	環境局	環境都市推進部	環境政策課	岩田	211-2877	さっぽろスマートシティプロジェクト	7-(1)	ムダなく、賢く省エネ・節電を楽しむ暮らし方「さっぽろスマートライフ」が定着した街を目指し市民に呼びかける。	／	平成29年度で事業終了(啓発の一部は継続)
98	環境局	環境都市推進部	環境政策課	藤田	211-2877	第2次札幌市環境基本計画の推進	7-(1)	「第2次札幌市環境基本計画」に基づき、持続可能な都市の実現へ向け、市民や、事業者、行政等の各主体による取組の実践を促進するため、積極的な情報発信、連携体制の構築、協働取組の実施等により、市全体での持続可能な資源活用(消費)の促進を図る。	○	2018年3月に策定した「第2次札幌市環境基本計画」に基づき、SDGsの普及等、持続可能な都市の実現へ向けた様々な取組を実施した。
99	環境局	環境都市推進部	環境政策課	岩田	211-2877	環境広場さっぽろ	7-(1)	出展企業・団体の環境保全への取組や、環境に配慮した最先端の技術・製品等の紹介により、主にみらいを担う子どもたちが体験を通して環境についての気づきや学びを得ることができる「みらいを想う総合環境イベント」を開催する。	○	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、オンラインで開催した。 ・イベント期間:令和3年1月9日(土)~1月14日(木) ・来場者数:19,806(ユニークアカウント回数) ・参加企業・団体数:212企業・団体

番号	担当局・区	担当部	担当課	担当者名	電話番号	事業名	体系図該当番号	事業内容	事業実施状況(令和2年度)	
									実施状況	実績・特記事項等
100	環境局	環境都市推進部	環境エネルギー課	堤、宗石	211-2872	再エネ省エネ機器導入補助制度	7-(1)	地球温暖化対策推進に向けた新エネルギー・省エネルギー機器の導入促進のための協働支援事業として、札幌市・エネルギー事業者とのプロジェクトにより補助制度を実施する。	○	・補助件数:915件 太陽光発電補助件数:317件 定置用蓄電池補助件数:459件 家庭用燃料電池補助件数:73件 地中熱ヒートポンプシステム補助件数:1件 木質バイオマスストーブ補助件数:65件
101	環境局	環境管理担当部	環境共生担当課	寺島、大熊	211-2879	生物多様性に配慮したライフスタイルの促進	7-(1)	市民参加型イベントやパネル展の開催、日常での行動例を紹介する「生物多様性さっぽろ実践ハンドブック」の活用により、生物多様性の理解の向上と生物多様性に配慮したライフスタイルの促進を図る。	○	市民参加型の生き物調査「さっぽろ生き物がたり2020」や円山動物園と共催の「Web企画展さっぽろいきものがたり」など各種イベントを実施し、バーチャル環境広場さっぽろにおいては、「生物多様性さっぽろ実践ハンドブック」「札幌市版レッドリスト」のパネルを掲出したり、ヒグマや希少種の動画等を展覧ブースで公開し、子どもから大人まで幅広い層に対し、普及啓発を行った。
102	都市局	市街地整備部	住宅課	若林	211-2807	エコリフォーム促進事業	7-(1)	住宅エコリフォーム条例に基づき、市民の省エネやバリアフリー改修工事にかかる経費の一部を補助する。	○	令和2年度 ・補助件数 1,223件 ・補助額 123,112千円
103	都市局	市街地整備部	住宅課	佐藤	211-2807	高断熱・高気密住宅普及促進事業	7-(1)	温暖化対策推進のため、国の基準を上回る高断熱・高気密住宅の基準を定め、この住宅の普及を進めることで、住宅の省エネルギー化を促進し、良質な住宅ストックの形成を図る。	○	令和2年度 ・性能評価件数 新築住宅:34件 ・補助件数 トップランナー:1件(1,600千円/件) ハイレベル:1件(1,100千円/件) スタンダードレベル:31件(500千円/件) 補助総額:18,200千円
104	教育委員会	学校施設担当部	栄養指導担当課	竹腰	211-3833	さっぽろ学校給食フードリサイクル	7-(1)	学校給食の調理くずや食べ残しの生ごみを堆肥化し、その堆肥で育てた野菜の学校給食への提供や、堆肥を活用した教材園等での栽培活動等、「さっぽろ学校給食フードリサイクル」を活用し、食育と環境教育の充実を図る。	○	(1) フードリサイクル作物の学校給食への提供と食育・環境教育を進めている学校 全小中学校300校 (2) 生ごみ回収 回収対象校297校(100%)から回収 (3) フードリサイクル堆肥活用校 205校で実施
105	教育委員会	学校施設担当部	栄養指導担当課	竹腰	211-3833	学校における「地産地消」に関する啓発	7-(1)	学校では、給食で積極的に地場産物を取り入れ、栄養教諭が中核となり教職員と連携を図り、給食時間や各教科等と関連付けながら学校教育活動全体を通して、地産地消について食指導を進める。	○	(1) 学校給食における北海道産食材の使用 北海道産食材の使用割合 77%(令和元年度実績) (2) 地産地消について食指導を進めている学校 全小中学校300校

番号	担当局・区	担当部	担当課	担当者名	電話番号	事業名	体系図該当番号	事業内容	事業実施状況(令和2年度)	
									実施状況	実績・特記事項等
106	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	小川・田畑・谷村・風上	211-2245	各種講座の充実	8-(1)	消費者の年代や特性に応じた幅広いニーズに柔軟に対応できるよう、消費者庁作成の「消費者教育の体系イメージマップ」を参考に、各種消費生活講座の充実を図る。	○	各種講座や啓発において、消費者教育イメージマップに基づき、それぞれの年代やそれに対応する項目が充実されるように、企画・実施した。
107	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	風上	211-2245	小・中学校向け派遣講座の充実	8-(1)	小・中学校向けに学校で活用しやすいよう、学校のニーズを反映した講座内容の講師派遣講座を実施する。	○	市内の各小・中学校からの依頼により、学校でのニーズに応じて、教員と講座内容を組み立てる「セミオーダー型」の講師派遣講座を実施した。
108	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	小川、田畑	211-2245	大学や専門学校、新社会人向け啓発の充実	8-(1)	若年者の消費者被害の未然防止を図るため、市内の大学、専門学校、企業などと連携し、講師派遣講座の活用の拡大を図るほか、巡回パネル展などの啓発を行う。	○	・大学や専門学校向けに講師派遣講座を実施した。
109	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	田畑	211-2245	消費者団体との連携講座の実施	8-(1)	消費者団体が市民を対象とした講座を実施する際に会場を提供するなど、消費者団体との連携を強化し、消費者教育の充実を図るとともに、団体活動に関する市民理解を促進する。	○	・(公社)札幌消費者協会が主催する地産地消応援セミナーなど、消費者団体等の実施する本市の消費者行政と関わりの深い事業について、会場提供及び広報協力を行った。 ・関係団体が開催する講座等の名義後援を行い、消費者センターホームページやさっぽろ暮らしまなBOOK、ツイッター等による周知等の協力を行った。
110	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	谷村	211-2245	さっぽろ暮らしまなBOOKホームページの運営	8-(1)	市内企業や行政機関等が実施している消費者教育に関する取組をまとめた「さっぽろ暮らしまなBOOK」ホームページを運営し、様々な取組みを市民に紹介するとともに、新たな消費者教育の取組みの発掘を行う。	○	市の後援名義事業などに対して、さっぽろ暮らしまなBOOKへの掲載を呼び掛けるなど、機会のあるごとに、市以外の消費者教育の情報の収集・公開に努めている。
111	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	小川	211-2245	若年者向け消費者教育教材の作成・配布	8-(1)	小、中、高等学校や大学等の教育機関が消費者教育に取り組みやすくなるため、授業等で活用できる消費者教育の教材の作成又は提供を行う。	○	・昨年度新たに作成した、新学習指導要領に対応した小学5・6年生向けの消費者教育教材(協力:北海道小学校家庭科教育連盟、監修:公益社団法人札幌消費者協会)と教師用解説書を、9月下旬から10月上旬にかけて、市内の全小学校へ配布した。 ・新学習指導要領に対応した、クレジットカードや通信販売をテーマとした中学校向けの消費者教育映像教材(監修:NAACS、あんびるえつこ氏)を作成。令和3年度に、市内の中学校に配布予定。

番号	担当局・区	担当部	担当課	担当者名	電話番号	事業名	体系図該当番号	事業内容	事業実施状況(令和2年度)	
									実施状況	実績・特記事項等
112	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	小川	211-2245	体験テスト講座	8-(1)	学校や市民グループなどからの依頼に応じ、食に関するものなど消費生活に関するテーマについて実験・実習を取り入れた講座を開催する。	○	食に関する体験テスト講座を実施。また、12月には、親子向けに、LED電球を作成及び資源としての電気などについて学ぶ講座を実施する。
113	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	小川	211-2245	講師派遣講座の充実	8-(1)	小・中・高等学校、大学、専門学校等の各種教育機関に対し、講師を派遣し、若年者の消費者被害の防止のための講座を開催する。	○	・問題商法やインターネットトラブル等をテーマに、教育機関向けに講師派遣講座を実施している。 ・中学校や特別支援学校については、教師との打ち合わせを通じて、講座内容をカスタマイズできる、セミオーダー型の講師派遣講座も実施している。
114	教育委員会	生涯学習部	生涯学習推進課	佐藤(要) 渡辺	211-3871	さっぽろ市民カレッジ	8-(1)	市民の学習ニーズに対応し、自発的な学習を支援するため、札幌市生涯学習センターなどで学習機会の提供を行う。本事業の学習コースの1つである「生活・消費コース」において、消費者問題など様々なテーマを取り上げ、実生活に役立つ内容の講座を実施する。	○	「生活・消費コース」を中心に、消費者の権利に係る法律を取り上げた講座や、安全に資産を運用するための講座を5講座実施した。 (講座名) ・仕事や生活に役立つ！モノとお金の整理術 ・わかる！使える！マーケティング ・やる気が起きる生前整理の方法 ・70歳からの終の住処 ・似合う服だけで暮らす
115	教育委員会	学校教育部	教育課程担当課	阿部	211-3891	学校教育における消費者教育の推進	8-(1)	学習指導要領に基づき、小学校社会科及び家庭科、中学校技術・家庭科(家庭分野)及び社会科(公民的分野)等において、「身近な消費生活と環境」や「身近な消費者問題及び社会課題の解決や公正な社会の形成」等について取り上げ、身近なものの選び方や買い方、消費者としての権利や責任、環境に配慮した生活の工夫等に関する学習を推進する。	○	小中学校では、社会科の授業において、「身近な消費生活」「消費者の権利や責任」について学習した。また、家庭科及び技術・家庭科(家庭分野)の授業においては、新学習指導要領の内容C「消費生活・環境」について、買物の仕組みや消費者の役割、消費者被害の背景と対応等の学習を実施した。また、総合的な学習の時間や道徳教育においても消費者に関する学習を実施した。
116	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	小川、田畑、谷村、風上	211-2245	消費生活に関する情報提供内容の充実	8-(2)	悪質商法等の消費者トラブルや製品事故など消費生活に関する情報について、ホームページやSNS、市の広報誌への掲載により発信するほか、啓発資料を通して情報提供を行う。	○	・ホームページやポータルサイト「さっぽろ暮らしまなBOOK」において、各種の情報提供(消費者教育情報、相談事例等)を実施した。 ・札幌市のイベント情報冊子、地下鉄掲示板、地下鉄車内広告、SNS、Google・YouTube・SNSの広告において消費者トラブルや啓発に関する情報提供を行った。 ・プレスリリースや、関係機関が作成した啓発資料を活用し、適宜情報提供を行った。
117	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	田畑	211-2245	「消費者月間」事業の実施	8-(2)	消費者啓発の一層の推進を目的として定められる、毎年5月の「消費者月間」における事業として、特別パネル展や専門講師による特別講演などを実施する。	○	・消費者庁作成の消費者月間ポスターを、地下鉄駅校内の他、市関係施設に掲示した。

番号	担当局・区	担当部	担当課	担当者名	電話番号	事業名	体系図該当番号	事業内容	事業実施状況(令和2年度)	
									実施状況	実績・特記事項等
118	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	小川	211-2245	消費者センター展示コーナーからの情報発信	8-(2)	消費者センター展示コーナーにおいて、商品選択に必要な基礎的な知識や暮らしに役立つ知識の普及と啓発を行う。	○	各種リーフレットや石油製品小売価格等の啓発資料を常置している他、様々なトピックをテーマとした特別パネル展も実施している。
119	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	田畑	211-2245	消費者トラブルの啓発冊子等の作成	8-(2)	悪質商法等による消費者トラブルの未然防止のため、悪質商法等の事例と対処方法を紹介したパンフレット等を作成、配布する。	○	・特商法や消契法について分かりやすくまとめた冊子「消費者トラブルに備えよう!」と悪質な消費者トラブルをとその対処方法を一覧にした冊子「こんな手口に気をつけよう」といった啓発物を、講師派遣講座の派遣先などに機会のあるごとに配布した。 ・R3.3に相談が多く寄せられている消費者トラブルの事例を対処法を紹介した動画を作成。来年度以降公開する予定。
120	市民文化局	市民自治推進室	市民自治推進課	長谷川	211-2253	地域における消費者啓発の推進	8-(2)	区で実施しているイベントや高齢者へ向けた講座などにおいて、悪質商法や訪問販売等のトラブル予防対策などの講義や啓発活動を実施する。		今後、各区において「未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業」の令和2年度の実施報告書を作成予定であるため、その報告書が出揃う7月中旬頃に回答させていただきます。 ※ 各区では、「未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業」においてまちづくりに関する様々な事業を実施しており、その一つとして消費者啓発の推進に係る事業を行っている場合があります。
121	保健福祉局	保健所	健康企画課	奥村	676-5156	外食料理及び加工食品の栄養表示推進事業(1)	8-(2)	ア 食育に関する会議の開催 外食料理栄養成分表示の推進事業を市民団体、企業等に理解してもらうことと、事業の効果的な進め方に助言を得る。	○	「札幌市食育推進会議」 令和2年度 1回開催(書面開催)
122	保健福祉局	保健所	健康企画課	奥村	676-5156	外食料理及び加工食品の栄養表示推進事業(2)	8-(2)	イ 「栄養成分表示の店」の普及 飲食店等が市民の健康に配慮した食事の提供が図れるように、「栄養成分表示」や「健康に配慮したメニュー」を行っているお店を募集し、登録証明書(ステッカー)を交付する。	○	○「栄養成分表示の店」 登録店舗数 1,630店 ○インターネットを利用した情報提供 「栄養成分表示の店」等登録店の掲載
123	保健福祉局	保健所	食の安全推進課	松本 しおり	622-5174	食品衛生に関する情報の提供	8-(2)	食品衛生情報誌「キッチンメール」の発行、各種ハンドブックやパンフレット等の配布、食品衛生パネル展や講習会等の開催、ホームページへの情報掲載等により、食品衛生に関する最新の情報の提供や、正しい知識の普及啓発を図る。	△	新型コロナウイルス感染症対策の応援体制構築に係る食品衛生関係業務の縮小ため、キッチンメールの発行を中止し、また、市民の感染機会低減のため、食品衛生パネル展や講習会等の開催を中止した。 各種ハンドブックの配布や、ホームページへの情報掲載は継続して実施した。

番号	担当局・区	担当部	担当課	担当者名	電話番号	事業名	体系図該当番号	事業内容	事業実施状況(令和2年度)	
									実施状況	実績・特記事項等
124	保健福祉局	保健所	食の安全推進課	木曾 慶明	622-5174	食中毒警報の発令	8-(2)	近年市内においてカンピロバクターやノロウイルスによる食中毒が多発していることから、食中毒の発生が危惧される時期には、食中毒警報やノロウイルス食中毒注意報を発令し、市民、食品営業者などに注意喚起する。	○	【食中毒警報】 ・5月～9月の間、計22回、延べ59日間発令した。 【ノロウイルス食中毒注意報及び警報】 ・感染性胃腸炎の発生数は例年と比較して少なかったことから、令和2年度におけるノロウイルス食中毒注意報及び警報の発令はなかった。
125	保健福祉局	保健所	生活環境課	佐藤 孝哉	622-5182	環境衛生等に関する啓発事業	8-(2)	環境衛生に関する啓発事業を継続的に実施し、衛生害虫等の発生や駆除方法、シックハウス対策やその他室内環境の改善方法などの正しい知識を市民に広く知らせていく。	×	新型コロナウイルスの影響により、いずれも開催を見送ったため。
126	経済観光局	農政部	農業支援センター	阿部	787-2220	農産物ブランド力・流通力強化支援事業	8-(2)	安全・安心に生産された札幌産農産物のブランド力向上を図るとともに、札幌市民による消費・活用が拡大するよう、札幌産農産物のPRを実施する。	/	平成30年度で事業終了 ○札幌産農産物のPR ・展示パネルの貸出等は継続(貸出し実績:1件) ・「さっぽろとれたてっこ」マークのノボリ等の活用に努めた。(ノボリの貸出し実績:32件)
127	経済観光局	中央卸売市場	管理課	柿崎	611-3111	各種料理教室の開催	8-(2)	料理を通じて水産物や青果物に対する知識を深めてもらうこと等を目的に、卸売業者、仲卸組合、小売組合等が共同で運営する団体が、一般、親子、夫婦、男性を対象にした各種料理教室を、中央卸売市場や区民センター等で開催する。また、市内の保育園や小学校に出向いて授業や調理実習を行う。	△	新型コロナウイルス感染症の関係から一部の事業(市内の保育園と小学校に出向いての授業)以外、実施せず
128	消防局	予防部	予防課	上西	215-2040	住宅防火対策(1)	8-(2)	ア 高齢者防火対策連携事業 福祉行政や在宅福祉サービス事業者等との連携協力により、高齢者への注意喚起等を通じた火災被害の軽減を図る。	○	○防火アドバイザーブック、広報誌や火の用心だより等の媒体により、注意喚起を実施した。
129	消防局	予防部	予防課	福原	215-2040	住宅防火対策(2)	8-(2)	イ 住宅用火災警報器設置促進・維持管理 広報 住宅用火災警報器の設置促進と適切な維持管理について広報の強化を図る。	○	○民間企業(16企業3団体)との協力により、顧客へのちらし配布や企業広報誌等を活用した火災予防広報の実施(「暮らしの火の用心協力隊」プロジェクト) ○北海道コンサドーレ札幌の協力を得て、所属選手をモデルとしたポスターを作成し、市内の市有施設、学校、大型物品販売店舗等で掲示し、住宅用火災警報器の日常点検について啓発 ○火の用心だより、札幌市公式ホームページにおいて、住宅用火災警報器の設置、本体交換、点検等について広報

番号	担当局・区	担当部	担当課	担当者名	電話番号	事業名	体系図該当番号	事業内容	事業実施状況(令和2年度)	
									実施状況	実績・特記事項等
130	消防局	予防部	査察規制課	米森	215-2050	危険物の安全確保の推進	8-(2)	「危険物安全週間」(毎年6月 全国的展開)において、快適で安全な環境づくりを目的として、ポスターの掲出及びリーフレットの配布などの各種イベントを実施し、市民生活に浸透している危険物(ガソリン、灯油等)の安全に関する情報提供及び適正な取扱い方法などの啓発を図る。	○	○危険物安全週間(6月第2週)に合わせて、灯油ホームタンクの維持管理について掲載したチラシを作成し、査察、予防行事等により市民等に配布した。 ○安全週間期間中に、10区役所掲示板やまちづくりセンターに啓発ポスターを掲出した。また、札幌駅前通地下広場等3か所に設置された大型ビジョンを活用し、市民生活に身近なホームタンクからの危険物流出事故の発生について情報を発信した。
131	消防局	予防部	査察規制課	飯島	215-2050	違反公表制度による情報提供	8-(2)	ホテル、物品販売店や病院など不特定多数の人が利用する建物で、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備のいずれかが消防法令において設置義務があるにもかかわらず未設置の対象物について、札幌市公式ホームページに公表し、利用者へ防火安全に対する情報を提供を行う。	○	令和2年度中、7件の建物の情報を新規に公表した。 3月末時点で、ホームページに10件の建物の情報を公表中である。
132	消防局	予防部	査察規制課	飯島	215-2050	札幌市消防局法令適合情報提供サービスによる情報提供	8-(2)	社会福祉施設等及び宿泊施設において、消防職員の査察の結果、消防法令に適合している消防法令上優良な施設をホームページに公表し、利用者へ防火安全に対する情報を提供を行う。	×	新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、感染防止の観点から、該当施設の消防職員による査察を見合わせてため、令和2年5月から休止をしている。
133	消防局	予防部	査察規制課	飯島	215-2050	防火対象物定期点検報告制度	8-(2)	一定の規模、用途の防火対象物に対して、防火管理の状況及び消防用設備等の設置・維持管理等に係る消防法の規制事項について、1年に1回点検を行わせるもので、全ての点検基準に適合している防火対象物については「防火基準点検済証」を表示することができる。また、一定要件を満たす防火対象物に対しては防火対象物定期点検報告を3年間に限り免除する特例認定の制度があり、認定を受けた防火対象物については「防火優良認定証」を表示することができる。この表示により利用者へ防火安全に対する情報を提供を行う。	○	全市の防火対象物点検報告数は1918件となっており、防火対象物点検報告特例認定している件数は121件となっている。
134	消防局	予防部	査察規制課	飯島	215-2050	札幌市防火優良対象物表示公表制度	8-(2)	申請のあったホテルや旅館等の宿泊施設について、消防機関が消防法令、建築基準法令等の適合状況を審査し、一定の基準に適合した宿泊施設に対して表示マークを交付するとともに、表示マークを交付した宿泊施設の情報を札幌市公式ホームページにおいて公表し、利用者へ防火安全に対する情報を提供を行う。	○	前年度から公表件数は6件減少した。 3月末時点で、73件の宿泊施設に表示マーク(金マーク64件、銀マーク9件)を交付し、札幌市公式ホームページ上で公表している。

番号	担当局・区	担当部	担当課	担当者名	電話番号	事業名	体系図該当番号	事業内容	事業実施状況(令和2年度)	
									実施状況	実績・特記事項等
135	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係・調査指導係	小川、佐藤(隆)	211-2245	専門的関連団体との連携	9-(1)	弁護士会との合同勉強会など、他の専門的関連団体との連携を行う。	×	今年度予定していた弁護士会との合同勉強会など、他の専門的関連団体との連携については、新型コロナウイルスの影響により、中止となった。
136	市民文化局	市民生活部	消費生活課調査指導係	熱田	728-2111	事業者団体との情報共有	9-(1)	消費生活に関わりのある事業者団体などが主催する会議に出席して意見交換・情報共有を行い、消費者施策の充実、改善を図る。	○	・北海道地区新聞公正取引協議会道央支部協議会「勉強会」 ※新型コロナウイルスの影響により参加はせず、勉強会に使用する資料を提供し、内容について報告してもらった。 ・北海道電気通信消費者支援連絡会①【北海道総合通信局(2020年9月；新型コロナウイルスの影響により書面開催)】、②【(2021年3月；新型コロナウイルスの影響によりWEB開催)】 ⇒上記連絡会において、消費者センターに寄せられた電気通信に係る相談情報について情報共有するとともに、通信事業者に対して、消費者への配慮ある対応について要望等を行った。【再掲】 ・2020年度せいほ意見交換会【(一社)生命保険協会札幌協会(2020年11月)】
137	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	谷村	211-2245	消費生活サポーター団体等と連携した啓発の推進	9-(1)	消費生活サポーター団体等の自主的に消費者教育や啓発に取り組む事業者等と連携して、啓発活動等を推進する。	○	「みまもり通信」を毎月各団体・個人サポーターへ配信し、職場での掲示や研修、地域での啓発等に活用していただいている。 また、団体サポーターとは個別に啓発活動において連携しているほか、個人サポーターについては、地域での見守り活動の参考となるように、フォローアップ研修を実施した(団体サポーター累計登録数：12、個人サポーター累計登録数累計192人(R3.3.31時点))。

番号	担当局・区	担当部	担当課	担当者名	電話番号	事業名	体系図該当番号	事業内容	事業実施状況(令和2年度)	
									実施状況	実績・特記事項等
138	子ども未来局	子ども育成部	子どもの権利推進課子ども活動係	恵茂田	211-2942	こどものまちミニさっぽろ事業	9-(1)	子どもが働いて得た仮想通貨を使用して、自分の判断で主体的に商品やサービスを選別し買い物をする市内及びさっぽろ連携中枢都市圏の小学3・4年生を対象とする職業体験イベントを開催する。	×	新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み中止。
139	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	田畑	211-2245	北海道との連携の推進	9-(2)	北海道立消費生活センターとの情報交換会や、共催による啓発事業等を実施します。	○	・北海道と啓発事業や事業者指導等について、適宜情報交換を行っている。 ・12月頃に、北海道・国民生活センターと共催で、相談員向け研修を実施した。
140	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	小川	211-2245	消費者庁及び国民生活センターとの連携の推進	9-(2)	消費者庁や独立行政法人国民生活センターが発表する注意喚起情報等を消費者センターホームページなどで周知します。	○	消費者センターHPのトップページ等に、消費者庁や国民生活センターが発表する注意喚起情報について掲載している。
141	市民文化局	市民生活部	消費生活課消費生活係	風上	211-2245	消費者問題等に係る関係行政機関との連携	9-(2)	国や北海道などが主催する会議に随時参加し、主催者及び参加自治体などとの情報交換などを行う。	○	新型コロナウイルス感染症の影響のため、書面開催となった下記の会議において情報交換を行った。 ・大都市消費者行政担当部課長連絡会議 ・消費者行政ブロック会議(WEB開催)及び東北・北海道ブロック消費生活センター所長会議 ・北海道都市消費生活行政連絡協議会

番号	担当局・区	担当部	担当課	担当者名	電話番号	事業名	体系図該当番号	事業内容	事業実施状況(令和2年度)	
									実施状況	実績・特記事項等
142	経済観光局	産業振興部	商業・経営支援担当課	北島	211-2372	みんなの商店街支援事業	4-(1)	<p>商店街が地域コミュニティの担い手として実施する地域貢献活動や、地域の消費の場としての魅力を高める取組を支援する。</p> <p>【みんなの商店街大作戦事業】 商店街の活性化に資する様々なイベントや地域貢献活動に対し、経費の一部を補助する。</p> <p>【みんなの商店街集客力アップ事業】 商店街が買い物環境の改善や魅力アップのために行う商業的な取組に対し、経費の一部を補助する。</p> <p>【みんなの商店街人材育成事業】 専門家によるワークショップや臨店指導により、商店街の将来像やこれを踏まえた個店の改善を支援する。</p>	○	<p>令和2年度補助決定額等 【みんなの商店街大作戦事業】 ①にぎわいづくり型 10件 1,528千円 ②地域課題解決型 0件 【みんなの商店街集客力アップ事業】 0件 【みんなの商店街人材育成事業】 0件</p>
143	環境局	環境都市推進部	環境政策課	野嶋	211-2877	Think Green	7-(1)	<p>「次世代の子どもたちが笑顔で暮らせる持続可能な都市『環境首都・SAPPORO』の実現に向けて、市民一人ひとりが日々の暮らし方について意識を持ち、行動することが重要である。</p> <p>「Think Green」事業では、持続可能な暮らし方について考え、気づきを与える場や対話で学ぶ機会を創出する。併せて、そのような暮らし方を先導的に実践し、伝えていく人材を育成する。</p>	○	<p>気候変動対策・SDGs推進に向け、自ら行動できる実践者や担い手を育成するため、「みんなの気候変動・SDGsゼミ・ワークショップ」をオンラインで開催した。 ・開催回数: 全13回 ・参加人数: 148名</p>

別紙1 新スリムシティさっぽろ計画の推進

1. 講座や情報発信

出前講座や、啓発施設でのイベント、教室・講座の開催などを通じて、ごみ減量・リサイクルの取り組みに関する普及啓発を行った。

●出前講座・出前教室の実施

出前講座【実施回数:24回 参加者: 546人】

出前教室【実施回数:56回 参加者:3,733人】

※新型コロナウイルスの影響により、R2年4月1日から5月31日まで及びR2年11月13日からR3年2月28日まで受付中止

●リサイクルプラザ宮の沢

【教室・講座などの開催回数:98回、参加者数:7,131人】

【情報誌発行部数:35,300部】

●広報さっぽろや札幌市ホームページによる情報提供

●ごみ減量キャンペーン(ポスター、動画、SNS等による広報)

2. リサイクル施設の見学会等

●「ごみ処理施設等の見学会」

清掃工場(3工場計) 【実施回数:25回 参加者:1,124名】

ごみ資源化工場 【実施回数:2回 参加者:6名】

プラスチック選別センター【実施回数:7回 参加者:167名】

雑がみ選別センター 【実施回数:4回 参加者:17名】

中沼資源選別センター 【実施回数:4回 参加者:150名】

駒岡資源選別センター 【実施回数:2回 参加者:120名】

リサイクルプラザ宮の沢事業 【実施回数:0回】

※新型コロナウイルスの影響により中止

3. 学校における環境教育の取組等を行い、啓発と環境教育を充実させる。

●「買い物ゲーム」等の出張講座を開催(「さっぽろスリムネット」事業)

【実施回数:14回 参加者:280人】

別紙2 ごみ発生・排出抑制のための行動の実践

1. 「ごみ減量実践活動ネットワーク」への支援

●生ごみの減量・堆肥化を説明したDVDの貸出

●生ごみ堆肥を、清掃事務所と地区リサイクルセンターで受け入れ、回収後に二次処理を行い、廃棄物の減量化に努めた。

【受入数:1385.7kg】

●エコイベントの実施

●フォーラムの実施

【参加者数:37名(R3年2月に開催)】

2. リユースの促進に向けた取組

リユースプラザにおいて、リユース家具の展示提供、ごみ減量講座などの開催及び各種イベントへの参加・開催などを通じ、市民に対し、リユース・リサイクルについての情報発信を行った。

【来場者数:36,031人、開催日数:266日、提供個数:3,230個】

3. レジ袋削減に向けた取り組みの推進

計画記載番号2-(2)再掲

4. 環境に配慮した店舗や事業者などの認定・表彰

容器包装の簡素化を実践している企業の取組の情報について、北海道容器包装の簡素化を進める連絡会による市役所ロビーパネル展示において紹介し、市民に広く周知した。

別紙3 市民による自主的な資源化の促進

1. 集団資源回収の促進

集団資源回収

【回収量:41,253t、奨励金交付団体数:4,281団体】(R2実績)

2. 回収拠点の利便性の向上

●蛍光管回収拠点

【220カ所】

●古紙回収ボックス

【19カ所】

●「eco(エコ)ボックス」の設置

【38カ所】

●古紙回収協力店

【121カ所】

●ダンボール回収協力店

【50カ所】

●古紙を回収するコンビニエンスストア

【セイコーマート(328カ所、市内全店)】

●廃食用油回収拠点

【368カ所】

●小型家電

【回収ボックス36カ所 回収拠点21カ所】

●古着回収拠点

【80カ所】

●生ごみ堆肥回収拠点

【10カ所】

●地区リサイクルセンター

【4カ所、22品目回収】

3. 生ごみ堆肥化機材などの購入支援

●電動生ごみ処理機の購入助成

【助成台数:305台】

●コンポスターなどの購入助成

【助成数:482個】

●生ごみ堆肥化セミナーの開催及び堆肥化基材・ぼかしの配布

【セミナー:40回、堆肥化基材配布数:471袋、ぼかし配布数183袋】

●生ごみ堆肥化学習会などへの講師派遣

【派遣回数:9回、参加者数:128人】

●生ごみの減量・堆肥化を説明したDVDの貸出